

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年1月24日(火) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 欠 席	5 番 欠 席	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 欠 席	9 番 欠 席	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
予定なし
5. 議 事
議案第41号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
6. その他

<p>事務局長</p>	<p>只今から令和 4 年度第 10 回目の東彼杵町農業委員会総会を開催します。本日は農業委員さんにつきましては、4 番出口委員さん、5 番林田委員さん、8 番西田委員、9 番入江委員、4 名が欠席で 10 名の出席です。推進委員さんは、富永委員さん、渡邊委員さん、前平委員さん、福島委員さんがわかりませんが、現在 10 名の出席となっております。本日天候が心配なので早めに終わりたいと思います。それでは会長お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(挨拶)</p> <p>本日の 3 番の議事録署名人としては、6 番の山口壽博委員さん、7 番の森計人委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。4 番の報告事項は、今回はございません。5 番の議事に入りたいと思います。議案第 41 号農地中間管理事業による農地利用集積計画について 4 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>1 件目ですけれども、法音寺郷 1001-1、現況地目が樹園地、茶畑となっております。1 筆 1,044 ㎡、賃貸借権の設定です。反の 1 万円、10 年間の貸付という内容になっています。こちらの農地につきましては、6 月頃まで一番茶まで坂本の方が借りられていたんですけども、解約をされてその後借り受けられるという内容になっております。</p> <p>2 件目に行きます。三根郷 1026-1、1026-2、2711、田 3 筆で 3,770 ㎡、こちらも賃貸借権の設定で、物納になっております。3 筆で合計米 3 袋 180kg、10 年間の貸し付けとなっております。</p> <p>続けます。次のページ 4 ページですけれども、3 件目 4 件目は、貸付人がご夫婦という事で、ほぼ同じ内容になっております。3 件目が木場郷 1282-1、1283-1、2 筆 1,212 ㎡、使用貸借権の設定で、5 年間です。</p> <p>4 件目ですが、木場郷 1074-1、田 1 筆 1,038 ㎡です。5 ページから 7 ページには図面も付けております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは 1 番の方からいきたいと思いますけれども、1 番の担当地区が私でして、赤木で、再配当でという事で、近くにも畑耕作されています。問題ないかと思います。この件につきましてご質問とかご意見とかございましたらお受けしますけれども、ないようでしたら採決に入りたいと思います。この 1 番につきまして、許可する事と問題ないという方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。続きまして 2 番につきまして、説明とか補足とかございましたら森委員さんお願いします。</p>
<p>森 計人委員</p>	<p>7 番森です。2 番の件につきまして、貸付人からちょっと体調で腰の調子が悪くてという事で、借受人からも連絡をいただきまして、作るようにしましたからよろしく頼み</p>

<p>議長</p>	<p>ますという事で、うかがっていますので、借受人もたくさん田んぼ作っていらっしゃるから問題ないと思います。</p> <p>ありがとうございました。この件に関しまして他にご質問とかないでしょうか。ないようでしたら採決に入りたいと思います。2番の件につきまして、許可相当と、問題ないという方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数で全会一致で許可する事と致します。</p> <p>続きまして、3番4番木場郷について、山口さんお願いします。</p>
<p>山口委員</p>	<p>貸付人がもう高齢で耕作をできないという事で、それで借受人が他にちょっと作られたりなんかしたりしてから、ずっと作業を借受人の方に頼まれていて、その農地の仕組みとか水を入れる場所とかいろいろご存じなので、何もその方が問題ないかなと思っています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。その他に何かご意見とかご質問とかないでしょうか。ないようでしたら採決に入りたいと思います。この3番4番につきましてまとめてですね、許可相当と問題ないという方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数で全会一致という事で許可する事と致します。</p> <p>それでは続きまして、議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>8ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求めます。転用ですけど2件ございまして、まず2件共の概要を説明いたします。</p> <p>まず1件目が、彼杵宿郷名切1146-8、1147-9、田2筆201㎡、所有権移転と転用となっております。転用事由につきましては、塗装工場不足により工場を新設です。併用地が横の駐車場に使っている所で、1097-1ほか、合わせて572.6㎡です。</p> <p>2件目も、まず概要を説明します。彼杵宿郷477-1、田1筆、1,079㎡、社会福祉施設の建設となっております。</p> <p>1件目の詳細を説明していきます。9ページをご覧ください。まず場所ですけど、先ほども言いましたけど、下の図面で1138-1と書いてあるところが今の工場です。横の土地、車が止まっている1097-1ここは併用地として使って、その上の赤枠で囲まれた土地2筆ですね。ここを併せて使って工場を新設する計画となっております。ちなみに、その赤枠の所と青枠の所に段差が3mぐらいありまして、上の方を削って下の方の高さに合わせるような感じです。10ページご覧ください。写真です。下から撮った写真と、上から撮った写真ですが、車が止まっている所から3.3m上がった所に転用の申請をされている1146-8と、1147-9が奥にあるんですけど、上から見たときは、畑の</p>

	<p>奥の方にその2筆が、今はもう何も作ってないですけど、その部分を削るという内容になっております。11ページが許可申請書です。12ページ事業計画書で、事業の目的及び内容としては、自動車板金事業を営み、自動車ボディの修繕、補修のための板金、塗装をしている。2番の利用計画、申請農地を3.3m切土を行い、既存駐車場(1097-1)に盛土を行い整地後、塗装工場1棟を新築、隣接する水路については東彼杵町役場にて付け替え手続き後に所有権を交換により取得予定、これが何かというと、9ページに戻ってもらって、下の図面で、青枠で囲っている一部に、水道敷きが入っていることがわかってもらえるかなと思います。右の細長い部分が水道敷きでして、実際の水路は1138-1の建物の横の辺りにありまして、町と協議をして付け替えの手続きをしているという事で、その部分も転用の併用地として含まれております。12ページに戻ります。3番の現在の事業状況という事で、町内を含む県央地域からの板金、塗装事業を営み、年間約400台の車両を取り扱っている。新たに申請地を取得しなければならない理由は、自動車板金工場の増設を行い塗装工程の拡充を図る。5番申請地を選定した理由、現在の事業所に既存工場及び事務所が存しているため、申請地は既存施設から半径50m以内に存していると。6番の接道については、町道幅員5m程度接している。その他参考となる事項は、南東側の旧水路敷地(青線)については、現況は付け替え工事が完了しているため、東彼杵町役場において付け替え手続きを実施中であり、手続き完了後に交換をする予定となっております。13ページが被害防除計画書ですけども、盛土が1.5m、今駐車場になっている所に1.5m最大土を入れる。切土を行う最高3.3mという事で、上の段も切る予定となっております。法面保護は、コンクリートなどにより保護するという事でございました。雨水の排水につきましては、その大きな水路が横にありますけど、付け替えをしている水路の所に流す。汚水、雑排水は、発生なしという事です。15ページが配置図と断面図です。横に見ていただくと左が配置図ですけど、赤で囲まれた真ん中に、67.5㎡とありますけどここに建物が建つ予定となっております。左から右に断面をとったAA'が右の上の方に書いてあります。点線で書いてある所を切土して、下に石積みをして、土羽をつけるという内容と、上から下にBB'で取ってあるのが下側の断面図です。ここも切土が発生しております。16ページは工場の平面図、立面図を付けております。隣接地の同意もいただいております。説明は以上です。</p>
議長	ありがとうございました。ここは私の担当地区になっておりまして、特段問題ないと思ったんですけども、今日現地確認を行っております。今日の当番になられます、清心委員さん、それから森重幸委員さん、あと、下野推進委員さんと一緒にまわってきておりますので、ご指摘、ご説明等あったら、ご説明いただきたいと思いますが、森委員さんよろしいですか。
森 重幸委員	13番森です。今日の担当委員さんと事務局とで行きましたけど、特段問題ないかと思っております。水路があやふやらしかったようですけど、あとからちゃんとすると、おっしゃってましたので、何ら影響、問題ないかと思っております。よろしくお願ひします。

議長	<p>ありがとうございます。清心委員さん何かないですか。</p>
清心委員	<p>午前中に現地確認に行ってきました。上の段の分を下の段に盛土するという事で、残った上の農地には何も問題はないと見てきました。そして、水路も今は町と現状を調整中という事でした。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今話があったように水路がおそらく高速道路が出来たときに、付け替えされて登記が出来ていなかったんじゃないかなと。その水路の際も、ちょっと危ない、一番下の道路際の柵が、3m以上ある深い柵で、危ない状況で、本人さんも自分でどうにかしてもらおうと建設課と話をされていた時に、その図面がずれていたっていう事ですね。上の畑自体も法切をした後に石で戻しをすることだったので、上の農地には特段問題ありませんし、その下の水路から流れる水も、特段下に田んぼは作ってないので、近隣の農地には全然問題はないかなという感じです。そういうことで、この件に関してご質問とかありましたらお受けしますけど何かないでしょうか。ないようでしたら採決に入りたいと思います。この1番の件につきまして許可するという委員の方は挙手を持ってお願いいたします。</p> <p>全会一致で許可相当と県の方へ上達することとしたいと思います。</p> <p>続きまして2件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17 ページをご覧ください。まず場所ですが、東町公民館の道向かいの圃場の田となっております。</p> <p>18 ページが現況の写真です。477-1 と書いてある方だけです。479 の方は隣接の農地となっております。赤道と町道に隣接をしております。</p> <p>19 ページ省略しまして、20 ページ事業計画書ですけれども、事業の目的及び内容につきましては、2022 年 12 月の障がい者総合支援法改正による障がい者の就労支援に置き少数での共同生活するグループホームで入居者の 1 人暮らしに向けての援助するという事で、法改正があったので新しいのを建てるというような内容だと思います。</p> <p>2 番の利用計画、現在、当法人が運営の障がい者支援施設入所者が利用する他の施設事業所の利用者の利用となっております。3 番現在の事業状況につきましては、障害福祉第二種社会福祉サービス事業、九事業所移動支援、老人居宅介護、住宅有料老人ホーム、相談支援事業と、詳しい内容はわかりませんが、こういう風にされているという事でございました。4 番新たに申請地を取得しなければならない理由は、新共同生活グループホームの新設。</p> <p>場所を選定した理由につきましては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される設置条件の最良好と書いてあります。法人本部東彼杵町彼杵宿郷 550-5、本部に近い。およそ 500m となっております。</p>

	<p>町道に幅員 5m程度接しております。</p> <p>21 ページが被害防除計画書です。盛土につきましては、最高 1.5mとなります。排水につきましては、雨水排水に関しては、ゲント川に流すと、汚水・雑排水については下水道に隣接しているので流すとなっております。</p> <p>22 ページが構図ですが、黄色の所が申請地です。下の赤いところが町道で、右側の赤いところが里道と、赤道となっております。</p> <p>上側には田がありまして、こちらは、添付はしていなかったんですけども、同意書をとられております。その左はアパートとなっております。</p> <p>23 ページについては配置図になります。図面の下の方になります。配置図って書いてあるあたりが町道になりまして、そこから見て、左側に建物があって、その隣に駐車場が並んでいるという内容で、断面図も簡単に書いてあります。申請地の右側に里道があるんですけど、こちらについてはブロックをついて、右のアパートに赤っぽいブロックがあると思うんですけど、それぐらいまでブロックを積むという計画で、あとは土羽で作っていくと、盛土をされるという内容のようです。</p> <p>24 ページは平面図、立面図です。建物の内容を付けております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここにつきましても、私のところになっております。今日現地確認を行いましたけども、森委員さん、清心委員さん何かご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思っておりますけど、</p>
森重幸委員	<p>はい、すみません、森です。この場所は見てわかるように変則地ですね。非常に形が不規則なんですけど、この周りの上下水道といろんな町の施設関係がありますので、その部署としっかり協議してもらってすれば大丈夫かなと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。清心委員さん何かありますか。</p>
清心委員	<p>12 番清心です。茶色の 2 階建てのアパートがありますよね。その下に 479 番の田んぼが、そこにポツンと残るんですよ。477-1 が今話に出ている田んぼで、その 479 の田んぼの水の出入り口はちゃんとされているなと思って、問題はないと思って見てまいりました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。下野推進委員さん何かありますか。</p>
下野推進委員	<p>推進委員の下野です。隣接農地の耕作者と話したんですけど、ここだけはポツンと田んぼが残っているもので、あと何年かしたら売ってしまおうかなというような話でした。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今清心委員さんから話があったように、479 の田んぼは水の</p>

	<p>入りも出も、別で、単独でしっかりしてまして、この田んぼに関して影響というのはないかなというふうに感じて、問題ないんじゃないかなと見てきました。他に委員さん、推進委員さんから質問がありましたらお答えしますが、何か質問ないでしょうか。ちょっと場所がここから立てば見えるところです。ないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。この2番につきまして許可相当という事でおられる委員の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可相当という事で県の方へ進達したいと思います。</p>
事務局	すみません、これも追加でお願いします。
議長	追加で別紙の方であるようですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>はい、1枚紙で、農地法第3条（委員会）という配布資料があると思うんですけども、こちらが議案第43号になります。3条の申請ですけども、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の（1）の規定により、意見を決定するため審議を求めると。売買になっております。</p> <p>三根郷 2783-1、2、3、田、3筆で3,675㎡、裏面に写真を付けておりますけど、1枚の田になっております。売買、反の60万円、備考に書いておりますけども、令和3年の5月の総会で譲渡人からあっせんの申し出を協議しております。令和4年の5月から中間管理事業で、太ノ浦の方が一時的に借りられていたんですけど、今回売買の話が決まったという事で、1月に解約をされております。1月20日付で解約をされており、今月中に何とか協議をしてほしいと譲受人から話が合ったもので、急遽追加議案として付けさせていただきました。場所につきましては、裏の航空写真にあるとおりで、川の近くの圃場、広々とした圃場になっております。説明は以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございました。議案第43号の件につきまして、地元委員の森委員さん何か説明がございましたらお願いします。
森計人委員	<p>7番森です。譲渡人は去年も貸しており、ちょっと体調不良で自分でもうすることが出来ないの、売りたいという話で、譲受人にお願いして買ってもらえるようにしたからと連絡がありましたので、事務局に書類を出してくれとお願いをしています。</p> <p>譲受人も、この図面で行けば一番上の国道端に持っていて、そこを耕作していますので、仕事が行政書士（？）をしておりますが、田んぼも自分で作っているの、問題ないかなと思います。</p>
議長	ありがとうございました。今森委員さんの方から説明ありましたが、この件に関しましてご質問とかありましたらお受けしますが、何かないでしょうか。

<p>議長</p>	<p>何もないようでしたら、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> <p>それでは議案第 43 号 3 条の件に関しまして、許可することと問題ない方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致ということで許可いたします。</p> <p>議案の方は以上でございます。引き続き、その他の件。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日これがメインになる話なんですけれども、令和 4 年度委員報酬の加算についてという事で、国の最適化交付金がありまして、これを活用しての話になります。まず、令和 3 年度までの最適化交付金ですけども、実績払と成果払という 2 つがありまして、成果払につきましては、東彼杵町では申請をしてこなかったやつなんですけれども、実績払というものにつきましては、上限が月に 6 千円で、かける 12 月、かける委員数ということで、200 万近くという事で、これをずっと申請してきました。</p> <p>実績払のためには最適化の活動をしてもらうという事で、前からの委員は知ってると思うんですが、活動日誌の分を出してもらって、1 日 2 日は書いてくださいねという内容だったかと思うんですけれども、農地の貸し借りの話し合いをしたとか、遊休農地の解消のために何かしたとかそういうのをい出してもらってました。成果払につきましては東彼杵町は申請してなかったんですけども、委員さんの農地集積や遊休農地解消の実績に基づき計算される。他市町では申請ありということで、松浦市さんとか島原市さんとかは結構活用していて、いろいろ事務をしないといけないという事で、これまで申請してなかったのかなと思うんですけど、対象になるのであれば申請したいなと思っておりました。当該交付金は委員報酬（年額）の財源及び事務費に利用ということで、参考に委員報酬の総額を書いていますけど、5,888 千円と、皆さんの分の委員報酬の金額で、このくらいかかっているんで、その分の財源として町が受けていました。という内容です。</p> <p>これが令和 4 年度に、大きく内容が変わり、年度当初に定めた「最適化目標」の達成度を算定し、その実績に基づいて交付金が決定される、成果払いも基本的に全市町が交付対象になるとなっておりまして、実績払を申請する場合は、成果払も申請することになりました。おそらく全市町、県内はなっているかなと思います。6 月頃に最適化目標を作りましたけれども、それをどれくらい達成したかという事によって、その交付金の額が計算されております。その目標と実績となるものが、農地利用集積率の増加、中間管理事業とかで集積率が上がっているとか、遊休農地の解消という事で、前年度の遊休農地判定の圃場の解消、耕作を再開されたとか、非農地化を含むとあります。非農地化したところが結構ありました。新規参入貸付等同意面積という事で、遊休農地の判定の農地は、その後に意向の調査をするんですけども、意向調査の回答で、中間管理機構への貸付希望と出したものを貸し付けてもいいよと同意したものと</p>

みなしております。1番下が最適化活動の日数、これが再々お願いしております月10日の活動をお願いしているものと、ここら辺の実績で計算されて、下に書いてありますけども、令和5年1月19日内示額が出まして、596万円という事で、前年から400万円くらい増えました。内訳が、委員会として受け取るのが1,868千円、委員の実績として受け取るのが4,092千円という事で、委員会分はこれまでと同じように年額の財源として使わせてもらって、後は事務費ですね。タブレットの、今度導入させてもらいましたけども、その通信料とか、他の消耗品代とか、に使わせてもらって、委員分、こちらについては、基本的には使い方が限られておりまして、大体の市町では追加報酬にほぼ当て込むという内容になっております。

下には条例で農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの報酬について年額がこれくらいで、加算額っていうのが入っております。予算の範囲内で町長が定める額を加算できるとなっております。

スケジュールですけど、総会で算定方法について報告と、その後、算定方法について町長の決裁をとり、3月の補正予算に追加報酬分をあげる予定です。議会で決定したら委員にお渡しすると。4半期の報酬3月に払う予定ですけども、こちらは3月に入ったらすぐに出そうかなと思っているんですけども、加算の方は、議決が出ないと無理なので多分年度末ぐらいになるのかなと思います。別のタイミングで来るっていうのを覚えてもらえればと思います。詳しい計算方法なんですけども、これも他の市町村に聞いたりしながら参考に計算方法を決めました。加算額イコール①均等割と②活動実績割と。活動実績割っていうのは活動日数を基にして算出してあります。①の均等割で、43,900円って書いてありますけど、こちらは委員分、4,092,000円の30%を人数で割って100円未満を切り上げたものです。その30%っていうのが大体他の所でも均等割30%、実績割70%としているという事で、30%と設定しております。活動実績のある委員を対象とするという事で、皆さん毎月何日かは活動してもらっているんで、皆さん対象となっております。計算したら43,900円。②の活動実績割、こちらは委員分、4,092,000円の70%を按分の基礎額とするという事で、右の方に2,864,400円Aと書いてありますけど、これが皆さんに振り分ける額となっております。委員の活動平均日数を算定、平均何日皆さんが今まで出してもらったので取られているかなという事しております。ただ、10日の人もいれば15日の人もいるので、上限を10日と、最適化活動を10日と再々お願いしているんで10日として、事務局としてはなるべく均等な額にしたいので、あまり差が出ると良くないなという所で、上限の10日を設定しております。端数は切り捨てという事で、平均が8.5日なので8日と換算します。最適化活動実績報告書、これが国に出している報告書です。これの算定方法に合わせて日数を出しております。令和4年度は4月から9月の実績と、令和5年度についてはおそらく、4月から3月までの実績になると思います。今年度は半期の実績で出すようになってるので、それに合わせてあります。ちなみに改選の委員の方は、農業委員さんの方は4月から9月までの実績、但し6月は6月14日改選なので、かける2倍の日付としてあります。推進委員さんは、6月27日付なので、7月から9月の平均とさせていただきます。A、2,864,400円を平均の活動日数で按分すると

	<p>ということで、100 円未満は切り上げて計算しております。それぞれ振り分けると丁度 490 万くらいになりました。現状での計算結果では、最大の方で 160,900 円の追加報酬、これを年度末にお支払いしようかなという予定です。半分くらいの方がこの金額に今のところなっております。②活動実績割が 10 日以上ある方が最高額となっております。一番少ない方で、9 万ちょっとくらいとなっております。</p> <p>算定根拠となる実績が、今後、県により精査される予定ですので、全体的に減額となる場合もあります。もしかしたら、よく見てもらったらこれはダメですよとかになって、減る可能性もあるんですけども、基本的な計算方法は書いてありますので、対応できると思います。こういうやり方で配分したいと思います。</p> <p>全国で振り分けられるので、年度ごとに交付金額は変わり、加算額もそれに伴って増減します。中間管理の推進や、遊休農地の活用推進などの最適化活動の日数を増やす事で増額しますので、毎年多く交付金を貰う為には対象となる活動を確実にしていくしかないという話なんですけど、まずは最適化活動日数を 10 日以上確保しましょうという事で、出来れば皆さん 10 日以上してもらおうと、みんな同じ額行きますので、事務局としても皆さん同じ金額をお支払いしたいので、是非現地調査等で 10 日以上確保していただくようお願いしたいなと思います。わかりにくいと思うんですけど、何かご質問とかありませんでしょうか。</p>
宮脇委員	これは改選前の人もしたらいきわたるという事でしょうか。4 月から 9 月ですね。
事務局	そこがですね。使い方については別に規定はないので、目的に合った使い方をしてくれればという事で、県から説明があっているんで、どうしようかなとそこは思っておりました。
宮脇委員	その不公平がないように配分していただかないと、その辺がちょっと、あるかなと思う感じはしますが、その辺をちょっとご配慮いただければ
事務局	そうですね、均等割の額とかも変えないといけないのかなと思って。月数ですね。
宮脇委員	まあその話が行き渡った時に、その辺の不公平がないように。
事務局	はい、もうちょっと詰めて計算しようと思います。
宮脇委員	はい、よろしくお願いします。
議長	その他に質問ないでしょうか。
森武敏委員	ちょっとお聞きします。資料の表のページですね、二種類の所ですよ、農業委員会の、全部書いてありますけども、これ通常、まあ農

	<p>業委員会とあと農地利用最適化推進委員さんの基本額というのがございますよね。 1年間貰っているっていうのが</p>
事務局	はい。
森武敏委員	そこに新たに加算額っていう事は、ここに書いてありますけども、最大で16万飛んで900円の追加報酬と書いてありますが、これ1人がもらう額ですか。
事務局	そうです。
森武敏委員	となると、この160,900円に、今報酬貰ってますよね。まあ最適化推進委員の場合、192,000円となるんですけどそれにプラスするんですか。
事務局	そうです。
森武敏委員	こんな貰っていいんですかね。気になったものですから。
事務局	私も想定以上の額が大きくなってしまったものでですね。 ただ、貰ったものの使い方が限られているもので、基本は追加報酬に活用となるので、皆さん活動を頑張ってもらったので、その分交付金を配布する。その内容を決めたという話です。
議長	成果払は東彼杵町なしと、今までなかった訳ですよ。ある市町だけはそういうのを上手に使って、たくさん貰われていた所もあった訳ですよ。その辺も不公平感があるって事と、という話が出たって事で、じゃあ国は算定分を出す為に、しっかり日誌をつけなさいと、日誌を付けて、ちゃんとやるかどうかを記録として残しなさいと、それが算定基準になって、割り振られるようになりましたので、理解いただければと思います。また、先ほど事務局から説明がありましたように、今日委員さんお休みも多いので、また説明もあるかと思いますが、また何か質問とかあったらその時にもまた質問していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
清心委員	皆さんすみません。カラーのチラシが手元にあると思いますが、3年ぶりに開催される女性の集いがあるんですよ。それに男性も大歓迎で、とても素敵なお公演がありますので、その後の懇親会もありますので、是非ご参加をよろしく申し上げます。 すみません、そして1月30日までに事務局の前田さんの方に行きたいっていう人、すみません、お願いします。それと東彼杵町は新聞の目標が二名だったんですよ。そして局長さんと吉永議長さんの二名、新聞の推進をできました。会われた時にはお礼をお願いします。そして次に向けてもまた、新聞の確保を皆さんよろしく申し上げます。

議長	<p>そして東彼杵町は年にも目標を達成しましたので、皆さんありがとうございました。また次に向けてよろしくお願ひします。</p>
局長	<p>この間 17 日に、県の事務局合同会議がありまして東彼杵町だけ新聞購読もプラスになって、全てのノルマというか目標を達成して鼻高々で、本当にありがとうございました。皆さん今後もよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>私の方から 1 件だけなんですけど、ご存じの方もいらっしゃるかもしれないんですけど、農地法が改正されまして、今年の 4 月から県議の農地の取得するときの下限面積の要件っていうのが撤廃されます。極端に言えば 1 m²からでも 10 m²でもいいとなるんですけど、他の要件がありますので、現実的にはまあ 1 反とかそういうぐらいからなるのかなと思うんですけども、これが事務処理基準の案が今作成されているんですけども、まだ正式な通知はあっておりません。でこの前も会長が言われた 17 日の会議の時に、他の事務局の局長さんが農林水産省の職員に質問されたら、農林水産の人も答えきれないと、いうのがありましたので、県の農業会議の方で、その辺の基準をもう一度まとめ直して、各市町の事務局に通知するとのことでしたので、それが来ましたら来月の総会になるか 3 月の総会になるか分かりませんが、その時詳しくお伝えしたいと思います。私の方から以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。その他の件に関しまして、何か皆様方からないですかね。ないようでしたら、気候も雪がひどくなってきましたので、次回総会開催予定という事で、2 月 24 日の金曜日という事で、時間等につきましては、また通知で、何もなければ一緒と思いますけど、また通知をしたいと思います。</p> <p>という事で、今日は大変お疲れ様でした。</p> <p>帰りは用心してお帰りください。お疲れ様でした。</p>